

第25回大空町農業委員会総会議事録

平成28年6月24日 第25回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

2番 石田 正俊	3番 井上 良幸	4番 早川 敏幸
5番 苫米地 正幸	6番 辻 功	8番 田中 秀雄
9番 川野 静雄	10番 小久保 謙	11番 藤野 雅隆
12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一	14番 岩原 秀嗣
16番 石田 敦	17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄
19番 岡内 祐一	20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司
22番 石原 せつえ	23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二
25番 山神 正信		

(2) 欠席者

1番 長尾 照幸	15番 晴山 棋一郎
----------	------------

2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥	主査 渡邊 豪	主事 安念 真人	主事 鈴木 聡
------------	---------	----------	---------

第 25 回大空町農業委員会総会議事録

(午後 1 時 30 分)

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第 25 回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程 2 に基づきまして、農業委員憲章を朗読いたします。</p>
委員	<p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>4 月 5 月と順調に蒔き付けとその後いったんですけれども、6 月に入りまして、低温また雨が多くてなかなか作物も順調にいかなかったんですけれども、最近天気になりまして作物が少しずつ良くなってきたのかなと思っております。</p> <p>今の時期が 1 番、作物ごとの緑の色が農地一面に敷き詰められて、良い時期になってきたなと思っております。</p> <p>今日は、25 回総会ですのでご審議の方を宜しくお願い致しまして、あいさつと致します。ありがとうございます。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>5 月 23 日開催の第 24 回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p> <p>あと、ここでちょっと記載漏れをしているのですが、6 月 21 日に北海道農業委員会の総会に、永倉代理が出席しておりまして、翌 6 月 22 日に全道の年金協議会の総会にも出席しております。</p> <p>お詫びして追加させて頂きたいと思っております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>ただ今より第 25 回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 1 時 35 分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、22 名であります。長尾委員・晴山委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第 7 条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。本総会に提出された案件</p>

<p>山神会長</p>	<p>は、議案第 1 号から議案第 6 号までの合計 17 件であります。以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第 14 条第 2 項」の規定に基づき議長において、23 番 岡本委員、24 番永倉委員を指名いたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法許可の取消しについて」を議題とします。農地法第 3 条利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
<p>渡邊主査</p>	<p>議案第 1 号「農地法許可の取消について」次のとおり農地法による許可の取消申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 28 年 6 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 1 号農地法第 3 条利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、議案に記載のとおり、申請内容に誤りがあったため、使用貸借の契約を解除したことによる許可の取消願いが貸主及び借主より提出されています。</p> <p>許可の取消日については、平成 26 年 12 月 25 日で申請があります。</p> <p>別紙、参考資料行政処分取消についてをご参照ください。</p> <p>(参考資料朗読)</p> <p>また、議案第 2 号及び議案第 4 号にて、改めて今回対象となった農地の使用貸借について、ご審議を頂くこととなっております。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、親子間の申請のため、省略しています。以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>暫時休憩します。 (午後 1 時 42 分)</p>
<p>山神会長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 1 時 56 分)</p> <p>これより農地法第 3 条利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の農地法第 3 条利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p>

	<p>ここで「農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項」の規定により○委員委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (午後 1 時 57 分)</p> <p>(○委員退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 1 時 58 分) 次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。所有権移転関係 1 番から 4 番について譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 28 年 6 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番から 4 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、今回申請のあった箇所について隣接者に贈与したいとの農地法第 3 条第 1 項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1 ページから 4 ページまでに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、譲受人は経営規模の拡大を図ることとなります。</p> <p>今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番から 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番から 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。(午後 2 時 1 分)</p>
	(○委員退席)
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 2 時 2 分)</p> <p>次に所有権移転関係 5 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号所有権移転関係 5 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、1 番から 4 番までと同様です。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、5 ページに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、譲受人は経営規模の拡大を図ることとなります。</p> <p>今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の所有権移転関係 5 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (午後 2 時 3 分)</p> <p>(○委員、○委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 2 時 4 分) 次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案 2 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 この件につきましては議案第 1 号でご説明させて頂いた通り、経営移譲のやり直しの案件です。 現経営地の利用権設定のため、図面を省略しております。 本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 1 地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。</p>
小久保委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、祖父と孫との使用貸借の案件です。 今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番から 3 番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番から 3 番説明朗読】</p>

	<p>この件につきましては、貸主が借主に賃貸借したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、6ページから7ページまでに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番から3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係2番から3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第24条第1項」の規定により○委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。(午後2時8分)</p> <p>(○委員退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後2時9分)</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成 28 年 6 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 3 号所有権移転関係 1 番説明朗読】</p> <p>1 番及び 2 番につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>平成 27 年 12 月 18 日に第 2 地区農業委員さんにより、あっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、39.1ha。労働力は 4 人です。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 2 地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>
石田委員長	<p>ただ今の事務局の説明のとおりであり、平成 27 年 12 月 18 日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。 (午後 2 時 11 分)</p> <p>(○委員 着席)</p>

山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第3号所有権移転関係2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、5月26日に第3地区農業委員さんにより、あっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、43.2haです。以上でございます。</p>
山神会長	この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。
藤野委員長	<p>ただ今の事務局の説明のとおりであり、5月26日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。以上です。</p>
山神会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、新規の案件です。6月6日に第5地区農業委員さんにより、あっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合しているこ</p>

	<p>とを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、27.3ha。労働力は4人です。</p> <p>なお、農地の図面につきましては、8ページに掲載しております。以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>ただ今の事務局の説明のとおりであり、6月6日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成28年6月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、平成23年度に農地保有合理化事業を利用し、北海道農業公社が一時保有していた農地を農業者に売却する案件であり</p>

	<p>ます。</p> <p>前所有者につきましては、〇さんです。</p> <p>図面につきましては、過去の総会等でお示ししておりますので、省略させていただきます。以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 4 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、先ほど説明させていただいた通り、経営移譲のやり直しです。この農地は、農地の生前一括贈与による贈与税猶予の対象農地となっております。</p> <p>親子間の使用貸借であるため、図面を省略させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成 28 年 6 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 5 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、5 月 26 日に第 3 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、9 ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第 3 地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては、5 月 26 日に第 3 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。以上です。</p>
山神会長	<p>これより 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 5 号の 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 5 号 2 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、6 月 21 日に第 3 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、10 ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p>

山神会長	この件について現地調査された第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。
藤野委員長	当案件につきましては、6月21日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。以上です。
山神会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第6号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	議案第6号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省通知)の3の規定に基づき、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について審議を求める。 平成28年6月24日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第6号説明朗読】 5月19日から6月17日まで意見公募を行いました。意見の提出が無かったため、主たる内容を変更せず、意見公募の結果を意見無しと追加記載しているのみですので、計画書の詳細についての説明を省略させていただきます。以上でございます。
山神会長	これより質疑に入ります。
委員	(無しの声)

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 6 号「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」について採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成 28 年 6 月 24 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告 1 号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 26 分)</p>